

高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループの設置について

(平成22年6月10日 食品安全委員会決定)

改正 平成24年7月30日

1 趣旨

平成17年9月20日付けで厚生労働大臣から要請があった「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に係る食品健康影響評価については、新開発食品・添加物合同専門調査会及び新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループで議論してきたが、グリシドール脂肪酸エステルが不純物として高濃度に含まれていること等、様々な角度からの評価が必要であるため、食品安全委員会に、審議内容を専門とする専門委員等の参加を得て、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2 構成及び運営

- (1) WG は、委員長の指名する委員及び専門委員（別紙）により構成する。
- (2) WG に座長を置き、委員長の指名する委員をもってこれに充てる。
- (3) 座長は WG の会議を招集し、議事をつかさどる。
- (4) 座長に事故があるときは、WG の構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長が必要と認めた場合には、WG の構成員以外の有識者の参加を求めることができる。
- (6) WG の会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (7) WG の調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

3 その他

上記に定めるもののほか、WG の運営に関し必要な事項は、座長が WG に諮って定める。

別紙省略